



# 小・中学校統合に係る地域説明会

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針(概要)

将来を担う子どもたちの教育環境づくり

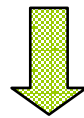


## これまでの経過

平成20年11月20日

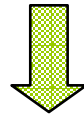
「長沼町がめざす学校教育の姿検討委員会」設置

(学識経験者2名 町内小中学校長8名)



平成22年3月31日

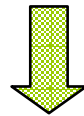
「長沼町がめざす学校教育の姿検討委員会」答申



平成22年10月15日

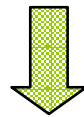
「長沼町学校規模適正化検討委員会」設置

(学識経験者4名 小中学校の保護者8名 一般公募者1名)



平成23年12月21日

「長沼町学校規模適正化検討委員会」答申



平成24年8月7日

教育委員会が「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」決定

# 町内小中学校の現状

## ①児童生徒数の推移

	昭和57年度	平成4年度	平成14年度	平成24年度	平成30年 (推計)
小学校	1,288人	899人	738人	490人	489人
中学校	627人	507人	411人	307人	246人

## ②現在の学校規模

(平成24年5月1日現在)

小学校	中小	北小	南小	西小	舞小
児童数	359人	45人	46人	24人	16人
普通学級数	12学級	5学級	4学級	4学級	3学級

中学校	中中	北中	南中
生徒数	242人	28人	37人
普通学級数	8学級	3学級	3学級

# 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

## アンケート調査対象と回答数

アンケートは、児童生徒の保護者および就学前の児童の保護者全員にあたる870世帯に実施しました。回答率は、48.3%となりました。

	調査世帯数	回答世帯数	回答率
児童生徒の保護者	601世帯	335世帯	55.7%
就学前の児童の保護者	269世帯	85世帯	31.6%
計	870世帯	420世帯	48.3%

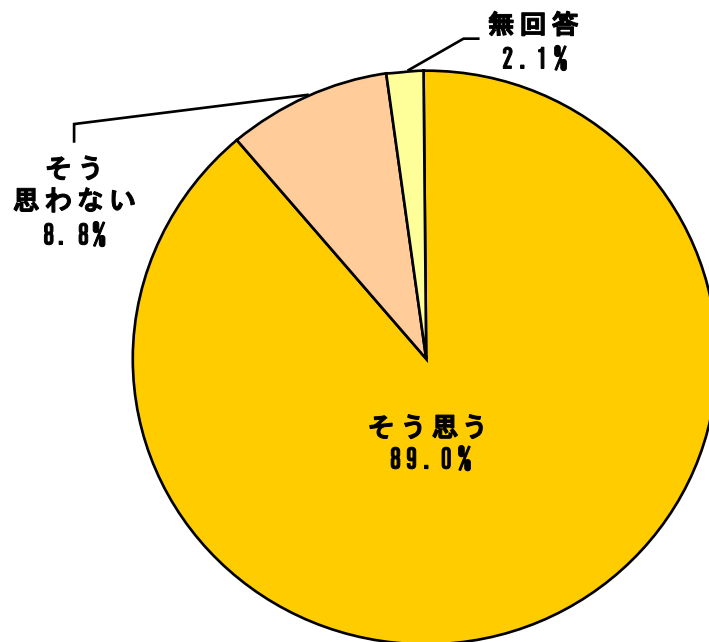
調査期間（平成23年1月20日～平成23年2月15日）

# 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

## アンケート調査項目

### ○望ましい1学級当たりの児童生徒数

(おおむね20名以上35名以内が望ましい。)



#### そう思う理由

- ・指導が行き届く30名以内が適当だと思う。(32名)
- ・少人数では競い合うことが少なく、協調性やコミュニケーション不足になる。(20名)
- ・部活動の面で小規模だと選択肢が狭くなってしまう。(5名)

#### そう思わない理由

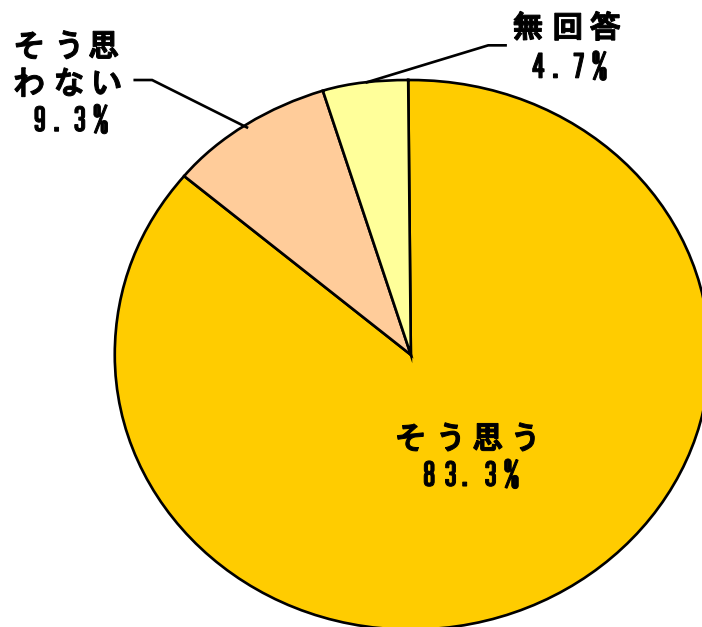
- ・20名以内のほうが先生が目がとどきやすい。(19名)
- ・少人数のほうが生徒一人一人のコミュニケーションがとれる。(6名)

# 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

## ○望ましい適正な学校規模及びその理由

(小学校：複数学級あることが望ましい。)

(中学校：1学年3クラスから4クラスあることが望ましい。)



### そう思う理由

・生徒数が少ないことで学校行事や部活動で競技が選択できないなど制限がある。  
(27名)

・小・中学校までの9年間で人間関係の変化が少なく多様な人間関係を学ぶ場所がない。  
(8名)

### そう思わない理由

・1クラスで得られるものはたくさんある。集団でのデメリットが心配  
(18名)

・必ずしも3から4クラス必要だとは思わない。2クラスでも十分である。  
(13名)

# 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

## 中学校

- **適正な学校規模について**  
(1学年を3学級から4学級にすべき。)

### ※理由

- ① 教科担任制であり、免許外教科指導の解消を図ることが重要である。
- ② 学習、部活動、体育的・文化的学校行事の取り組み等、望ましい集団活動ができる。

# 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

## ○中学校の通学について

- **子どもたちへの最良な教育環境を提供するためには、通学路に十分な配慮が必要。**
- **通学時間を約55分以内を基本とする。**
- **現在実施しているスクールバスの運行及び遠距離通学費の補助を行うことが必要。**
- **中学校は、放課後の部活動等があり、下校時間に配慮したスクールバス運行が必要。**



# 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

## 小学校

### ○ 適正な学校規模について

**( 1 学年を複数学級にすべきである。 )**

**( 特に複式学級については、早急に解消を図るべき。 )**

#### ※理由

- ① クラス替えは、新たな価値観や人間関係の形成に寄与し、学習意欲や良い意味でのライバル意識が芽生える等の効果が期待できる。
- ② 児童同士の意見交換や学び合い、共同作業や体育・音楽等の集団での教育効果が期待できる。
- ③ 体育的・文化的学校行事における学級ごとの取り組み等、望ましい集団活動ができる。

## 長沼町学校規模適正化検討委員会の答申内容

### ○小学校の通学について

- **子どもたちへの最良な教育環境を提供するためには、通学路に十分な配慮が必要。**
- **通学時間を約45分以内を基本とする。**
- **現在実施しているスクールバスの運行及び遠距離通学費の補助を行うことが必要。**

# 長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の概要

## 中学校統合にあたっての基本的配慮

- ① 生徒の通学の安全確保のため、バス通学の再編・有効活用を図るとともに、関係機関との連携を深めます。
- ② 生徒の不安や動揺を最小限にするために、教員配置等様々な面で最善の配慮をします。
- ③ 各校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- ④ 円滑な移行が可能となるよう、生徒の交流事業等を支援します。
- ⑤ 教育課程編成や学校運営・教育方法などは、関係する学校間の協議結果を尊重します。
- ⑥ 校名、校歌、校旗、校章、制服などについては、関係校の保護者・教職員など、学校関係者の協議結果を尊重します。

# 長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の概要

## 中学校の具体的な適正配置

### 平成26年4月統合

- 中央長沼中学校、北長沼中学校、南長沼中学校を統合し、中学校1校の新設校とします。
- 現在の中央長沼中学校の位置を統合後の新しい学校の位置とし、町内中学校を一校区とします。

# 長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の概要

## 小学校統合にあたっての基本的配慮

- ① 児童の通学の安全確保のため、バス通学の再編・有効活用を図るとともに、関係機関との連携を深めます。
- ② 児童の不安や動揺を最小限にするために、教員配置等様々な面で最善の配慮をします。
- ③ 各校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- ④ 円滑な移行が可能となるよう、児童の交流事業等を支援します。
- ⑤ 教育課程編成や学校運営・教育方法などは、関係する学校間の協議結果を尊重します。
- ⑥ 校名、校歌、校旗、校章などについては、関係校の保護者・教職員など、学校関係者の協議結果を尊重します。

## 長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の概要

### 小学校の具体的な適正配置

#### 平成28年4月統合

- **長沼中央小学校、北長沼小学校、南長沼小学校、西長沼小学校、長沼舞鶴小学校を統合し、小学校1校の新設校とします。**
- **現在の長沼中央小学校の位置を統合後の新しい学校の位置とし、町内小学校を一校区とします。**